

お 知 ら せ

「大阪市立瓜破西中学校 第2回学校協議会」を次のとおり開催します。

令和7年11月吉日
大阪市立瓜破西中学校 学校協議会会长

1 開催日時

令和7年11月13日(木) 16時30分から

2 開催場所

大阪市立瓜破西中学校 3階 多目的室

3 議題

- ・令和7年度「運営に関する計画」中間評価について
- ・学校運営にかかる意見交流

4 傍聴者の定員

5名

5、傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、受付において申し込み、会長の許可を得たうえで、事務局の指示を受けて会場に入場することができます。なお、傍聴の申し込み手続きは先着順で行いますので、定員になり次第、申し込み手続きを終了します。

6 問い合わせ先

学校協議会事務局（本校教頭 大嶋 秀樹）

電話（06）6705-0700

大阪市立瓜破西中学校 学校協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市立瓜破西中学校 学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は5名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合については、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定期刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成25年3月25日から施行する。